

別紙様式1

法令適用事前確認手続 照会書

令和2年9月23日

出入国在留管理庁参事官室長 殿

照会者名

住所

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容(下記6において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。)が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第9条第1項
出入国管理及び難民認定法第20条第3項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

フィリピン人女性と日本人男性との婚姻が、法の適用に関する通則法第24条第2項により、婚姻挙行地の法である日本国法の方式に基づき、婚姻届が受理されました。日本人男性の戸籍謄本には当該婚姻の事実が記載されており、婚姻が有効に成立していることが明白ですが、フィリピン人女性は、前婚を日本において解消した再婚者であるため、フィリピン国官憲が発行する婚姻証書を取得することができません(フィリピン人女性が前婚を日本において協議離婚により解消した場合等は、日本において有効に再婚が成立しても、フィリピン本国では当該再婚が登録されません。)。しかし、既に二人の間には長男及び次男が生まれているなど婚姻の実体があり、フィリピン人女性が、事業活動を含む、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」といいます。)別表第2の表の「日本人の配偶者等」としての活動を日本において行うため、入管法第9条第1項の上陸許可を得る必要があります(なお、その前提として、入管法第7条の2第1項に基づき、「日本人の配偶者等」に係る在留資格認定証明書交付申請を行う予定です。)。入管法第9条第1項の上陸許可を得るためには、「日本人の配偶者等」に係る在留資格該当性が認められる必要があります(入管法第7条第1項第2号)。

3 上記1の法令(条項)の適用に対する照会者の見解及びその根拠

最高裁平成14年10月17日判決(民集56巻8号1823頁)は、「日本人の配偶者等」に係る在

留資格該当性が肯定されるためには、外国人と日本人配偶者との間に法律上有効な婚姻関係があること及び当該外国人が本邦において行おうとする活動が日本人の配偶者の身分を有する者としての活動に該当することを要すると判示しています。また、出入国管理法研究会編『注解・判例 出入国管理実務六法〔令和2年版〕』232頁(日本加除出版、令和元年)は、在留資格「日本人の配偶者等」に係る在留資格該当性として、入管法別表第2の表の日本人の配偶者等の項の下欄の「配偶者」とは、現に婚姻中の者をいい、婚姻は有効な婚姻であることを要すると述べた上で、法の適用に関する通則法を参照条文として挙げています。ここでいう「有効な婚姻」(最高裁平成14年10月17日判決が判示するところの「法律上有効な婚姻関係」とは、異性婚の場合は、法の適用に関する通則法第24条に照らし有効であること(法の適用に関する通則法第24条に基づく実質的要件及び形式的要件を満たすこと)を意味するのであって、例えば、外国籍たる婚姻当事者が属する国の官憲による婚姻証書が存在しないということのみをもって、「有効な婚姻」ではない(「日本人の配偶者等」に係る在留資格該当性がない)ということにはならないと解します。

なお、「永住者の配偶者等」に係る在留資格該当性については、別紙のとおり、平成29年2月28日付法令適用事前確認手続照会書に対する平成29年3月29日付法令適用事前確認手続回答通知書において、「フィリピンの婚姻証明書が未発行であることのみをもって、「永住者の配偶者等」の在留資格該当性が否定されるものではなく、日本の婚姻届受理証明書及びペルーの婚姻証書を含む提出資料その他により、法律上の婚姻関係が成立していること及び当該婚姻が実体を伴うものであることが立証された場合には、同在留資格の許可対象となり得る。」との回答を得ています。

4 公表の延期の希望(※本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。)

- (1) 理由
- (2) 公表可能時期

5 口頭による回答の可否(※口頭の場合、書面による場合より迅速な回答が可能です。)

否

6 照会者名の公表を希望しません

7 連絡先

- (1) 郵便番号 [REDACTED]
- (2) 住所 [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) 電話番号 [REDACTED] FAX番号 [REDACTED]
- (5) 電子メールアドレス [REDACTED]

平成29年3月29日

殿

法務省入国管理局参事官

法令適用事前確認手続回答通知書

平成29年2月28日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

(照会)

ペルー国籍の永住者とフィリピン国籍者との婚姻について、法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）第24条第2項の規定により、婚姻挙行地である日本の法の方式に基づき婚姻届が受理された場合であって、日本の婚姻届受理証明書及びペルーの婚姻証書は発行されているもののフィリピンの婚姻証明書が未発行である場合、当該フィリピン国籍者は「永住者の配偶者等」の在留資格の許可対象となるか。

(回答)

フィリピンの婚姻証明書が未発行であることのみをもって、「永住者の配偶者等」の在留資格該当性が否定されるものではなく、日本の婚姻届受理証明書及びペルーの婚姻証書を含む提出資料その他により、法律上の婚姻関係が成立していること及び当該婚姻が実体を伴うものであることが立証された場合には、同在留資格の許可対象となり得る。ただし、フィリピンの婚姻証明書が提出されないことに起因して、上記の立証が不十分となることはあり得る。

以上